

民間開放を可能とするための関係政省令改正について

総務省所管の指定統計調査について、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施し、民間開放を開始できるようにするため、関係政省令・事務処理基準等を調査時期の到来に応じて順次改正

統計法施行令

【都道府県経由・市区町村経由共通】

- ・ 調査票の配布・取集に関する事務等を、統計調査員を設置しないで行うことができるよう改正
(この場合、統計調査員の設置に関する事務は行わないこととなる。)

【市区町村経由の調査の場合】

- ・ 統計調査員の設置に関する事務、調査票の配布・取集に関する事務等を都道府県知事から市区町村長に委譲し、上記措置が可能となるよう改正

個別の調査規則

- ・ 統計調査員を設置しない場合の手続や、調査票の配布・取集及び調査票等の提出を民間事業者が行う場合の事務の流れ等について規定

政省令改正のスキームについては、内閣法制局審査の過程で修正・変更があり得る。

この他、法定受託事務の処理基準において、民間事業者が調査事務を行う場合の事務処理の基準・条件を示すことを想定。